高齢者虐待防止に関する指針

株式会社 KTAJ 舞ルーム健康体操クラブあくていぶ

1. 基本理念

「高齢者に対する虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」 (2006 年 4 月施行)を遵守し、その精神の基本である≪尊厳の保持≫をするため、いかなる場合も虐待 を行ってはならない。

高齢者虐待防止の取り組みは人権を守るための取り組みであると理解し、その前段階に存在すると思われる「不適切なケア」を行わないように、学び、理解を深め、自覚し、利用者の人権を尊重する「適切なケア」が提供できる環境を整える事を基本理念とし、この指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

【高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義】第2条第4項

◆養護者における高齢者虐待

- 1.養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
 - ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による①または③に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。
 - ③ 高齢者に対する著しい暴言、又は著しい拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動をとること。
 - ④ 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- 2. 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待

- 1.老人福祉施設等の養介護施設の業務に従事する者が、当該施設に入所し、その他当該施設を利用する高齢者について次に掲げる行為。
 - ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務 上の義務を著しく怠ること。

- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

≪高齢者虐待の内容・具体例≫

区分	内容	具体例
身体的	暴力的行為などで、身体に傷や痣、痛	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
虐待	みを与える行為や、外部との接触を意	無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲させ
	図的、継続的に遮断する行為	る
		・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服
		用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態	・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話す
虐待	度、無視、嫌がらせ等によって精神的、	などにより高齢者に恥をかかせる
	情緒的苦痛を与える事	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
		・侮辱を込めて、子どものように扱う
		・高齢者が話しかけているのを意図的に無視
		する等
性的	本人との間で合意形成されていない、あ	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸
虐待	らゆる形態の性的な行為またはその強	にして放置する
	要	・キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的	本人の合意なしに財産や金銭を使用	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせ
虐待	し、本人の希望する金銭の使用を理由	ない
	なく制限する事	・本人の自宅等を本人に無断で売却する
		・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して
		使用する等
ネグレ	意図的であるか、結果的であるかを問わ	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放
クト	ず、介護や生活の世話を行っている家	題、皮膚が汚れている
(介護や	族が、その提供を放棄または放任し、高	・水分や食事を十分に与えられていない事で
世話の	齢者の生活環境や、高齢者自身の身	空腹状態が長時間にわたって続く、脱水状
放棄·放	体・精神的状態を悪化させている事	態や栄養失調の状態にある
任)		・室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の
		中で生活させる
		・高齢者本人が必要とする介護・医療サービ
		スを相応の理由なく制限するなどして使わせ
		ない等

その他 近年増加している事例

区分	内容	具体例
セルフネグレク	高齢者が自らの意思で、または	・物事や自分の周囲に関して極度に無関心に
ト(自己放任)	認知症やうつ状態などのため、	なる
	判断能力や生活意欲が低下	・何を聞いても「いいよいいよ」と言って遠慮を
	し、自らの意思で他者に対して	するなど、あきらめの態度がみられる
	援助を求めず放置しているな	・室内や住居の外にゴミがあふれている、異臭
	ど、客観的にみて本人の人権	がする、虫が湧いている状態
	が侵害されている状態	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、
		皮膚が汚れている等
DV (ドメスティッ	拝具者やパートナーなど親密	·身体的暴力 ·精神的暴力
クバイオレンス)	な関係にある、またはあった者	·経済的暴力 ·性的暴力
	からふるわれる暴力	•社会的暴力

3. 高齢者虐待・不適切ケアの防止

・虐待につながる不適切なケアを防止する

日々の利用者の様子を観察し、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見できるように努める。気づきは声に出し、職員全体で検討する。

・適切な知識と自己研鑽

職員に定期的に研修を行い、虐待防止や身体拘束、その他の行動制限などについて正しい知識を 身につける。

•身体拘束禁止

基本的に身体拘束は禁止。やむを得ず生命や身体への安全のために行う際には、3 要件「切迫性・ 非代替性・一時的」を確認し適切な手続きの元に行うこと。

4. 管理者の責務

・管理者は職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講じる責務を 負うとともに、保険者に通報義務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われるまたはその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかにこれを検証し、法人代表者へ報告の上、保険者に通報する。

5. 職員の責務

- ・職員は日頃より利用者に対し正しい倫理観のもと、不適切なケアをしない、見逃さない、許さないという ことを原則とし、万一虐待を発見した場合には速やかに管理者へ報告する。
- ・職員は高齢者虐待や不適切なケアに当たると思われる事案を発見した際には、速やかに虐待防止委員会担当者(管理者)に報告する。
- ・職員は高齢者虐待の事案が発生した際に行われる調査において隠蔽することなく協力すること。

6. 虐待防止検討委員会と担当者の責務

- ・担当者は高齢者その他からの通報を受けた場合、速やかに委員会において情報を共有し、その後の 事実確認と調査をする。
- ・担当者は虐待防止検討委員会に開催し、定期的に研修などにより職員へ理解と学習を促し、早期発見に努める。
- ・虐待防止検討委員会は虐待のおきた経過や原因を調査し、その再発を確実に防止するための対策 を検討し、職員へ周知徹底する。

※高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者とする。

担当者:山本 あゆみ(管理者)

7. 成年後見制度の利用支援

・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- ・当該指針はいつでも閲覧できるように施設内に掲示及びホームページ上で公表する。
- ・当該指針は全職員へ配布し、周知徹底を図ると共に定期的な研修(新規職員が入職する際にも)を行う。

附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。